

日 時 平成26年1月18日（土）10:00～11:40

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原、（副会長）西村、小野

（町内会長）向井、山本（徹）、北川、上野、太田、足立、高川

（グループ代表）舟木、小早川、榎本（文化体育グループ代理）

（監事）谷口、齊藤 欠席 東

（事務局）木村、妹尾、長谷川、徳岡 <敬称略>

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①追分南地区3町内会との合同協議（1月19日予定）について

*追分南地区3町内会については、志津南地区まちづくり協議会と当該3町内会との4者で合意書を交わして、4月1日から志津南学区まちづくり協議会とする予定である。

*合意書(案)

第1条 加入時期は平成26年4月1日とする。

第2条 学区全体活動と地区別活動に区分する。

第3条 学区全体活動の経費をまち協会費として、1戸当たり150円/月（1,800円/年）とする。

第4条 各委員会等の委員の選出について

・追分鴨田町内会は戸数が少ないことから、交通防犯委員、環境美化委員、体育振興委員は、除外する方向で調整している。

*かがやきの丘町内会は2月15日の臨時総会で議決される見込みであり、それ以降に合意書を交わす予定である。

*（仮）追分南町内会は、4月からの分町の準備を進めておられると聞いている。その後にはまち協加入について協議を進めることとなり、早ければ5月以降の加入も考えられる。

②各団体のスケジュールについて

1. 1月末までに事務局へ報告。【2月5日までに各委員会の委員長に通知する。】

・各町内会の平成26年度の役員・代議員の名簿

2. 2月末までに事務局へ報告。

i.平成26年度の活動計画(案)、予算(案)

・平成25年度の委員が当初案を策定し、平成26年度の委員を加えて最終案を策定。

ii.平成26年度の代表者

・平成25年度までは、全委員が一堂に集まって各委員長の選出を行ったが、平成26年度からは、各委員会で個別に行う。

3. 3月10日までに事務局へ報告。【3月11日から予算調整会議を実施する。】

i.平成26年度各グループ代表4名

ii.グループ代表から選出するまち協副会長1名

iii.若草・岡本西ブロックおよび追分南ブロックの町内会長からそれぞれ選出するまち協副会長2名。なお、若草・岡本西ブロックからの副会長は、若草・岡本西ブロック地区別活動委員会の委員長とする。

iv.若草・岡本西ブロック自主防災連合会の会長、副会長

v.若草地区集会所管理委員会の委員長

vi.若草地区児童公園等維持管理委員会の委員長

③電話・FAXの設置、パソコン・スキャナの購入について

・まち協事務局の連絡先は、現在市民センターの電話番号となっているが、来年度はまち協雇用職員の1名増となり事務局機能の整備・充実を図るので、電話・FAXを設置し、パソコン・スキャナを購入する。

【全員了承】

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①若草五丁目町内会から

若草五丁目町内会の平成24年度の自主防災活動が評価され、1月12日の消防出初式で、市長から表彰状が授与された。

②環境美化委員会から

今年度活動計画において、公園等の添え木を撤去することとなっているが、若草六・七・八丁目の各町内の分が現在未実施となっているので、町内会として協力の上、実施していただきたい。

2. 審議事項

(1) 臨時総会の議案について

【説明】

- ・議案書は全戸配付し、会則改正案新旧対照表を添付した開催案内は出席者に配付する。
- ・総会は代議員制となっているが非公開ではないので、議案書配付案内には、希望者は傍聴できることも加える。
- ・前回の理事会での議論を踏まえて、会則改正案は5点について修正した。
 - i. 役員選出について、「協議会を構成する町内会および団体の会員の中から選出する」という規定は第9条第1項として残し、第3項および第6項の会長・監事の選出規定も変えないが、施行細則において、「理事会にて前年度役員の中から候補者を選定する」という規定を追加する。
 - ii. 役員の任期について、「3年を限度とする」という規定は、前回理事会で削除することとなった。理事の任期まで規制することは実態としてそぐわないことから、理事についての「3年を限度とする」規定はなくすが、この規定が必要だとする意見もあったので、条文に「会長については」を加えて、会長に限った規定とする。なお、この規定は、平成26年度から「志津南学区」まち協会長としてスタートするという考え方のもとに、「3年」の期間算定について、平成25年度までの「志津南地区」まち協会長の期間は算入しないことを、付則第2条に規定する。
 - iii. 会則第6条に規定するまち協の構成について、前回理事会で「および当該地区における」という文言は必要ないということになったので、削除する。
 - iv. 「町内会」という文言は、第6条の規定から、自治会を含めるという趣旨から「町内会等」とする。
 - v. 別図第1として区域図をつけているが、各町内会等の名称とその区域を加えて表示する。
- ・会則改正案の第5条第2項において、まち協活動を若草・岡本西ブロックと追分南ブロックとに区分して行うものを「地区別活動」と規定しているので、「若草・岡本西ブロック地域活動委員会」および「追分南ブロック地域活動委員会」を、いずれも「地区別活動委員会」とし、「地域活動委員会規則」、「地域活動特別会計」も、それぞれ「地区別活動規則」、「地区別活動特別会計」とする。

【結論】

- ・iii.iv.vについては、問題なく承認された。
- ・iとiiについて協議に入ったが、前回の審議を踏まえていることから、特に意見は出ず、いずれも承認された。
- ・「地区別活動委員会」等についても、承認された。

(2) 町内会会則の改正について

【説明】

- ・役員を選出について、いろんな事情によって役員を引き受けられない方への配慮を規定した条文を盛り込んでいただきたい。
- ・単年度輪番制の弊害の解消については、必ずしも複数年制という方法だけではないものの、前年度役員が一定程度サポートするなど、継続性を担保するための規定をしていただきたい。
- ・会費の区分を明記すること。年間6,000円の内訳は、まち協会費1,800円、地区別活動会費900円、若草地区については集会所管理費900円、残り2,400円が町内会経費となる。岡本町西町内会の町内会経費は3,300円となる。なお、月額表示とすること。

- ・代議員の任期は、会則第11条第4項に「任期は1年とし、再任を妨げない」とある。各町内会会則においても、任期を明記すること。たとえば前年度の班長を代議員とする場合であれば、「まち協定時総会の翌日から翌年度の定時総会の日までとする」とし、今年度の班長が代議員となる場合は、「まち協定時総会の日から翌年度の定時総会の日の前日までとする」とすれば明確になり、特に臨時総会の際の代議員がわかりやすくなる。来年度の途中で(仮)追分南町内会が加入するという事になれば、補正予算の承認について臨時総会を開催する必要がでてくる。
- ・会則改正とは直接関係ないが、行政事務委託料については、各町内会の予算に、収入として計上すること。

(3) 自主防災会について

【説明】

- ・「自主防災組織検討委員会」からの答申では、平常時の取り組みを活動の基本に置き、地震発生時は平常時の取り組みをベースに状況に応じた対応が取れることとし、活動の主体は各町内の自主防災会であり、「自主防災連合会(案)」は活動の補完・調整を行うこととするというものである。そして、平成26年度からは、若草・岡本西ブロック自主防災連合会として、若草一～八丁目および岡本町西の9つの自主防災会で構成される組織を発足することになっている。自主防災連合会は、各自主防災会の連合体であり、「防災サポーター」と合わせて組織するものである。
- ・前理事会で提示した「自主防災組織のあり方」を、「自主防災組織の手引き」として提示する。前回の議論で、責任が重いような組織になっているという意見もかなりあったので修正した。これについて、「まちづくり行動計画特別委員会」の中間報告や「自主防災組織検討委員会」からの答申書を参考に、何をすべきか、そのためにはどうしたらいいのかというようなところを、各町内会で十分議論してほしい。前理事会では、防災について、段階的だという考えもあるが、急ぐべきことだという意見もあったことを踏まえて、早急に進めていただきたい。
- ・「自主防災組織の手引き」では、自主防災会の避難誘導班は今と変わらない。「お助け隊」によって、少し充実する。要援護者支援については、前は「救急救護」としていたが、それは負担に感じるということで変えた。要援護者支援班とは、高齢者等で災害時に一人では避難できない人で、要援護者避難支援制度で市の方に登録している方がいるが、その避難支援をさらにカバーするために設けるものである。緊急通報利用者が避難支援がほしいという方についても、災害時には確認しようとするものである。自主防災会としては、まずは避難支援ができればよいということである。なお、現在の組織をこの手引きに基づいて修正する場合に、自主防災会規則の改正案やその新旧対照表を準備しているので、必要であれば申し出ていただきたい。
- ・阪神大震災から19年となり、テレビ報道で、一覧表を作ってトリアージ訓練をしていたのを観たが、避難所の対応となるだろうから、その一覧表をとりよせて参考としたい。

3. その他

次回2月1日の理事会では、会長および監事の選定を行うので、推薦する人があれば、本人の同意の上推薦していただきたい。また、決算および来年度予算について提案事項があるので、それについても審議する予定である。

以上